

お知らせ

行政相談を利用ください

総務省では、国などの行政の仕事について皆さんから直接、苦情や意見を聴いて、その解決の促進を図り、行政運営の改善に反映させるために「行政相談」を行っています。

行政相談は総務大臣が委嘱した行政相談員が行います。

五月十九日(月)から二十五日(日)までは「春の行政相談週間」です。春の行政相談週間は、皆さんに行政相談制度を知ってもらうために、各種行事を全国一斉に集中的に実施します。

保険・年金・税金・登記・消費者保護、国の行政機関などの窓口サービスなどについて、苦情や意見・要望や分からないことは、行政相談員、名古屋総合行政相談所、総務省中部管区行政評価局にご相談ください。来訪、電話、文書いずれでもかまいません。インターネットも利用できます。相談は無料で秘密は守ります。

阿久比町の行政相談員
伊藤政則さん
☎(48)7227

名古屋総合行政相談所
〒460 0003
名古屋市中区錦3 23 31(栄町ビル九階)
☎052(961)4522
窓口受付時間は午前十時～午後六時(祝日、年末年始を除く)

受付時間外は留守録音となります。

行政苦情110番
☎(0570)090110

窓口受付時間は平日午前八時半～午後五時半
受付時間外は留守録音となります。

中部管区行政評価局 首席行政相談官室
〒460 0001
名古屋市中区三の丸2 5 1
名古屋合同庁舎第2号館四階
☎052(972)7416
FAX 052(972)7419
HP
<http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu.html>
電子メール(苦情110番)
110cyb32@soumu.go.jp

裁判員制度を理解してください

裁判所では、五月一日から七日までを「憲法週間」と定め、法務省、検察庁、弁護士会の協力を得て、講演会や無料法律相談などの行事を行っています。

「裁判員制度」の実施が約一年後に近づいてきました。裁判所では、模擬の裁判員裁判を重ね、いろいろな意見を伺いながら、より分かりやすい刑事裁判の実現を目指しています。全国各地で行われる憲法週間記念行事でも、裁判員制度を取り上げた

催しが企画されます。

裁判員制度HP <http://www.saihanin.courts.go.jp/>
各地の裁判所の催しHP <http://www.courts.go.jp/>
問い合わせ先
名古屋家庭裁判所事務局総務課
☎052(223)0994

創作イベント「からふるあ〜と」を開催

地域活動支援センターあんどでは、障害のある方が参加できる創作活動のイベントを、アトリエAndante(あんだんて)との共同企画で開催しています。

今回のテーマは「布を使ってみよう」です。

日時 五月十七日(土) 午前十時～正午

場所 地域活動支援センターあんど元浜事業所(東海市元浜町10)

対象者 身体障害、知的障害、精神障害のある方および障害のある児童

参加費 四百円

定員 十人(先着順)

応募期間 五月六日(火)～五月十五日(木)

連絡先 地域活動支援センターあんど元浜事業所 ☎0562(39)2778 電子メール shien@vanilla.ocn.ne.jp

奉仕活動に参加しませんか



大字卯坂字桜ヶ丘地内に咲く今年の桜

阿久比ライオンズクラブでは、大字卯坂字桜ヶ丘地内を桜の名所にしたという趣旨で、桜の手入れ活動を実施しています。

住民や団体などにもこの活動に参加してもらいたいと思っています。

参加できる方(団体など)は、次の方法で申し込みください。

日時 五月二十二日(木) 午前九時～

場所 阿久比中学校西多目的広場

持ち物 草刈り鎌、軍手など
申し込み方法

氏名・住所・年齢・電話番号(団体の場合は、団体名・代表者名・連絡先)を記入して五月十六日までに阿久比ライオンズクラブへFAX(48)5432で申し込んで

ください。

問い合わせ先 役場産業課
☎(48)1111(内227)